一〇	廃棄物の焼却

次に掲げる量を合算して得られる量

イ　一般廃棄物の焼却施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却施設に伴い排出される一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ　環境省令・経済産業省令で定める廃棄物（イの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設において焼却されるものを除く。）ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第九の六の項の中欄中「耕地」の下に「又は林地」を加え、同項の下欄に次のように加える。

ハ　算定排出量算定期間における林地において使用された肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第九中六の項を七の項とし、同表の五の項の下欄のロ中「頭数」を「頭羽数」に改め、「一頭」の下に「又は一羽」を加え、同欄のハ中「算定排出量算定期間」を「環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものに限る。）ごとに、算定排出量算定期間」に、「牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭」を「当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽」に改め、「得られる量」の下に「を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量」を加え、同項を同表の六の項とし、同表の四の項の次に次のように加える。

五	半導体素子等の製造

算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの洗浄に使用された一酸化二窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該一酸化二窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定めるところにより適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

別表第十の三の項を削り、同表の二の項の中欄中「、噴霧器、半導体素子等の製造等」を「若しくは噴霧器の製造等又は溶剤等としてのハイドロフルオロカーボンの使用」に改め、同項の下欄のイの(1)中(i)を削り、(ii)を(i)とし、(iii)を(ii)とし、同欄のホに次のように加える。

(5)　自動車用エアコンディショナー

別表第十の二の項の下欄の中「次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品」を「算定排出量算定期間において噴霧器」に改め、「当該製品の区分に応じ」及び「を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量」を削り、(1)及び(2)を削り、同欄のリを次のように改める。

リ　溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第十中二の項を四の項とし、一の項の次に次のように加える。

二	マグネシウム合金の鋳造

算定排出量算定期間においてマグネシウム合金の鋳造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）

三	半導体素子等の製造

次に掲げる量を合算して得られる量

イ　算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ロ　環境省令・経済産業省令で定める排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

別表第十一中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項の下欄に次のように加える。

ハ　環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ニ　環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ホ　環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ヘ　算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ト　環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において光電池の製造に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

チ　環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該ハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量